

## 本当にあった相続事例⑦内縁の夫の相続

### 内縁の妻が死亡

父(75歳)から、病気で半年前に亡くなった長女の相続の相談がありました。父母ともに健在で、二人には亡くなった長女と次女の子供二人がいました。

長女は45歳で亡くなったのですが、20年以上教員をして蓄財もあり、渋谷区に戸建の住宅と預貯金を合わせて1億円の資産がありました。亡くなった長女は、入籍はしていませんでしたが内縁の夫と同居していました。長女の自宅は、長女が9割、内縁の夫が1割の共有資産でした。内縁の夫とは20年来連れ添ってきたのですが、父の反対で籍を入れていなかったそうです。この二人に子供はいませんでした。

この1億円の共有の相続財産をどうしようか、という相談です。この事例の相続人は、第一順位が父と母、第二順位が妹なのですが、内縁の夫との共有の自宅は、夫に遺贈させたい、との希望でした。しかし、相続から6か月以上経過し、父および親族は相続放棄のタイミングを逸していました。

### 遺言書はないが、

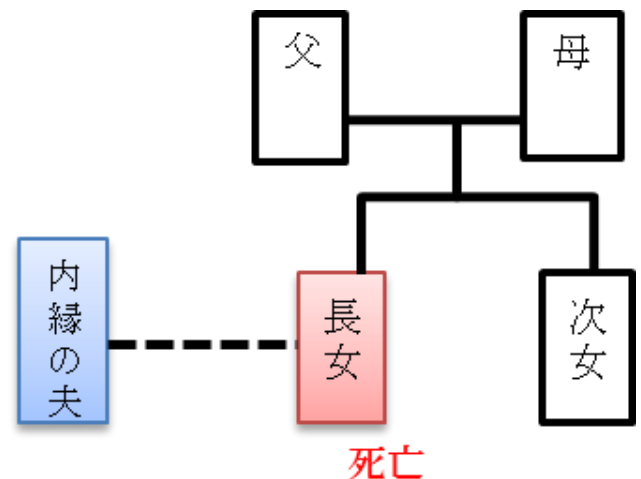
このケースでは、法定相続人全員に相続放棄してもらえれば、特別縁故者である、内縁の夫が資産を相続できるのですが、相続開始から6か月以上も経ち、放棄手続きができませんでした。

書式での長女の遺言書はありませんでしたが、ガンで余命数か月の宣告を受けていた長女は、生前、内縁の夫および両親に、自宅を夫に遺贈したい旨を伝えていたので、父も娘の意思を尊重したい、とのことでした。つまり口頭で死因贈与契約が成立していたとの証言もあり、相続人全員の協力も得られたのです。

そのため、極めて珍しい事例ですが、内縁の夫に自宅不動産は遺贈されました。

### 遺贈の手続き

このような遺言書による遺言執行者の選任が無い場合でも、家庭裁判所に遺言執行者の選任をもらった上で、受遺者を登記権利者、遺言者の相続人全員を登記義務者として、遺言執行者と受遺者の共同申請により登記の申請をすることができます。



共有財産 1億円

